

奈良県文化会館公共施設等運営事業に関する質問書

要求水準書資料

No	該当箇所									タイトル	質問	回答
	頁	章	条	1	(1)	1)	①	ア	(ア)			
1										付属資料1	事業期間中にやむを得ず必要となる大規模修繕とは具体的にはどのような事項を想定されているのでしょうか。また大規模修繕の定義および事業者が行う計画修繕との違いについてご教示ください。	大規模修繕の定義は実施契約書(案)別紙1の定義集を参照してください。また、修繕等については、実施契約書(案)第45条に記載しており、要求水準書付属資料9「修繕業務の区分」にしたがって実施してください。
2										付属資料2	トイレのサニタリーボックス等も事業者調達備品に含まれるでしょうか。	単価10万円未満は消耗品となります。消耗品は事業者による調達を想定しています。
3										付属資料2	事業者調達備品をリスト化されると参考にされたメーカー名や商品名をご教示いただきます様お願い致します。	お示しすることはできません。
4										付属資料2	各備品の参考型番をいただくことは可能でしょうか。	お示しすることはできません。
5										付属資料2	本資料に示されている各備品の数量は、事業者の裁量で増減しても構わないでしょうか。	事業者調達備品の数量については、実施契約書(案)第36条に記載のとおり、要求水準書付属資料2「事業者調達備品」に記載の標準数量を参考に、事業者と県との間で協議して定めることとしています。
6										付属資料2	舞台大道具、楽器のNo.120～153(p.7)、と舞台音響のNo.9～24(p.8),77～79(p.9)について、サイズやグレード等詳細な要求水準・仕様を開示願います。	詳細な仕様は指定していません。
7										付属資料2	本リストにある備品は全て調達する必要があるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

8								付属資料2	本リストにはテーブルやいすなどがありますが、それぞれを配置したレイアウト図などがあればご提供ください。	ありません。
9								付属資料2	事業者調達備品と貸与品のうち、要求水準書で求められている個数と合致していない場合、足りない備品は事業者負担での購入となりますでしょうか。また、購入した場合は、事業者調達備品となりますでしょうか。	貸与品は県で貸与可能となるように用意します。貸与品のリストよりも少ない場合は、県で負担します。 事業者調達備品は、事業者が調達するものであり、実施契約書(案)第36条第1項に定めるとおり、事業者が運営業務を行うにあたって必要となる備品が、当該協議により定めた数量で不足する場合には、事業者の責任と費用で調達いただく必要があります。
10	3							付属資料3	コーラス台平台が納入運用開始された時期をご教示ください。	要求水準書付属資料3_貸与品_を更新します。
11	1							付属資料3	現在の3台のピアノの保管場所及び保存環境についてご教示ください。空調湿度管理された環境下にて保管されているのでしょうか。	温室管理をした場所で保管しています。ピアノの保管委託仕様書を守秘義務対象資料に追加します。
12	4							付属資料3	ローリングタワーと高所作業台について、納入納入運用開始された時期とメンテナス実施有無をご教示ください。	要求水準書付属資料3_貸与品_を更新します。日常点検の範囲でのメンテナンスを実施していました。
13	5							付属資料3	所作台関係について、昭和43年の開館より改修・更新履歴はございますでしょうか。また、現在の保管場所と保管環境をご教示ください。	要求水準書付属資料3_貸与品_を更新します。なお、現在は温室管理はしていませんが、直射日光は当らない場所で保管しています。
14								付属資料3	本資料に示されている貸与品は、少なくとも3年以上は使用に耐えうる状態と理解してよろしいでしょうか。また、貸与品の状態を確認する機会を設けていただけないでしょうか。	要求水準書付属資料3_貸与品_を更新します。現在のスケジュールの変更はいたしません。
15								付属資料3	本資料に示されている貸与品の取得年月日をお示しください。	要求水準書付属資料3_貸与品_を更新します。
16	2							付属資料3	箱馬や足、コーラス台等の木製舞台備品関係の現在の保管場所と保管環境をご教示ください。	No. 13参照

17								付属資料4	料金設定が可能となっている施設(ロビーなどのエリアは除く)について、各室の床面積をご教示願えますでしょうか。	既に提供している実施設計図(守秘義務対象資料)を参考とし、各室の床面積を算出してください。
18	2							付属資料4	要求水準付属資料4の前庭の留意事項に加えて、イベントを企画するにあたり制約(ライトアップ時間、音の大きさ、飲食店出店の可否など)はございますでしょうか。また、前庭におけるイベントの過去実績があればご教示ください。	関係法令を遵守してください。法令以外の制約を設ける想定はありません。イベントの過去実績については、主催開催でないため、お示しすることはできません。
19	2							付属資料4 地下駐車場	「事業者が機器を調達の上、管理を行うこと」と記載されていますが、機器の調達費用は経費として計上する認識で良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	1			(1)	3)			付属資料5	企画・運営の事業者列に「〇」がございませんが、事業者が主催するJNOの公演はないとの理解でよいでしょうか。	事業者とJNOの協議により、事業者の主催事業や共催事業としてJNOの公演を行っても構いません。
21	1							付属資料6	任意事業(自主公演)の開催にかかる施設及び付属設備利用料金は収入計上および支出計上の必要はない(無料)との理解で良いでしょうか。	事業者が自ら本施設を利用する場合の施設使用料の収入及び支出は計上する必要はありませんが、第三者との間で発生する収入及び支出については計上してください。
22								付属資料6	主催公演、共催公演の定義をご教示ください。	主催公演または共催公演は、事業者と共催者の取り決めによります。
23								付属資料7	館内サイネージは、貸与品でしょうか？また、修繕区分ではどの項目になるのでしょうか？	貸与品ではなく、施設に付随するものになります。適切の保守管理等を実施してください。
24								付属資料9	要求水準書付属資料2 事業者調達備品、要求水準書付属資料3 貸与品の修繕は、奈良県という理解でよろしいでしょうか？修繕区分ではどの項目になるのでしょうか？	要求水準書付属資料9は建築物に関して記載したものです。実施契約書(案)第45条第5項に記載のとおり、備品についても事業者の費用負担と責任において修繕等を実施してください。

25	1			2				付属資料9	事業者調達備品及び県からの貸与品についての記載がありませんが、修繕・更新は県負担でよろしいでしょうか。	No.24参照。
26	1			2				付属資料9	発電設備、中央監視制御設備、昇降機設備、舞台演出設備 舞台音響設備の計画修繕及び経常修繕は県の費用負担、保守点検及び定期点検は事業者が実施するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	1			2				付属資料9	発電設備、中央監視制御設備、昇降機設備、舞台設備の修繕業務については県負担となっております。 これらについて、事業者は保守管理を担うと認識しておりますが、その内容については県の指定は無い(但し法令点検は実施)との理解でよろしいでしょうか。 «(例)発電設備:法令点検のみとする。中央監視制御設備:メーカー保守契約を行わない。昇降機:POG契約又は非メーカーによる保守契約とする。»	お見込みのとおりです。事業者は、要求水準書及び提案書に従い、適切に修繕等を実施すれば、修繕等のやり方については事業者の提案によるものとします。
28	1							付属資料9	別表の事業者負担に○印の項目であっても「建物基幹部分の機能の維持に必要」な修繕内容については奈良県でご負担いただけるお考えでしょうか。例えば停電、断水等のインフラに関する受変電設備、給水設備の修繕が必要になった場合の考え方を例にご回答ください。(1. 費用負担の方針 と 2. 修繕業務の区分の相関関係、優先順位等の考え方をご教示いただきたい)	要求水準書付属資料9「表 修繕業務の区分一覧」に基づいて費用負担を行いますので、ご質問の場合については事業者の費用負担において修繕等を実施してください。
29	1							付属資料9	費用負担の方針にて、「ただし、奈良県が計画的に実施している修繕は除く」との記載があります。当該修繕は、表修繕業務区分一覧の奈良県負担の項目との理解で宜しいでしょうか。また、その場合、経常修繕も奈良県負担との理解で宜しいでしょうか。	本施設ではリニューアル工事を実施しているため、現時点では、当該ただし書きの記述は想定していません。県と事業者の具体的な分担については「表 修繕業務の区分一覧」に示すとおりです。なお、事業者が適正な維持管理を実施したうえで、本施設の老朽化に対応し、劣化したものを初期の水準に回復させるための大規模修繕の必要が生じた場合は県で実施します。

30	1				1・2				付属資料9	「奈良県：建物基幹部分の機能の維持に必要な費用を負担する」との記載がありますが、具体的には「表 修繕業務の区分一覧」に記載の発電設備、中央監視制御設備、昇降機設備、舞台演出設備 舞台音響設備の修繕については奈良県負担、それ以外の設備の修繕については事業者負担との理解で宜しいでしょうか。	県と事業者の具体的な分担については「表 修繕業務の区分一覧」に示すとおりです。なお、事業者が適正な維持管理を実施したうえで、本施設の老朽化に対応し、劣化したものを初期の水準に回復させるための大規模修繕の必要が生じた場合は県で実施します。
31									付属資料9	要求水準書付属資料9では、舞台演出設備、舞台音響設備の修繕区分は奈良県負担となっていますが、実施契約書(案)第45条5項では、「事業者は、要求水準書及び提案書に従い、自己の費用負担と責任により、備品の修繕等を実施しなければならない。」との記載があり、事業者調達備品に含まれる舞台演出設備や舞台音響設備も事業者負担となるような記載があります。 舞台演出設備や舞台音響設備を含め、事業者調達備品および貸与品の修繕は奈良県負担となりますでしょうか。	要求水準書付属資料9「表 修繕業務の区分一覧」に記載の舞台演出設備や舞台音響設備は県の負担で修繕します。事業者調達備品および貸与品などの備品の修繕等は、実施契約書(案)第45条5項に記載のとおり、事業者の負担で修繕することとなります。
32									付属資料9	舞台機構、照明、音響の各メーカー名をご教示願います。	お示しすることはできません。
33									付属資料11	記載の条件を満たせば、運営権設定対象施設の各室ごとにネーミングライツの設定は可能と考えてよろしいでしょうか。また前庭にも設定可能と考えてよろしいでしょうか。	前段：お見込みのとおりです。 後段：お見込みのとおりです。